

## 京都市円山公園条例（仮称）の制定に関する市民意見募集の結果について

- 1 募集期間 平成28年8月16日（火）から平成28年9月15日（木）まで
- 2 周知方法 ホームページへの掲載、リーフレット配布（市役所市政案内所、区役所・支所の開架コーナー、京都総合観光案内所、京都市河原町三条観光情報コーナー）
- 3 御意見数 117通（240件）
- (1) 性別件数
- | 女性 | 男性 | 未記入 |
|----|----|-----|
| 30 | 84 | 3   |
- (2) 年齢別件数
- | 20歳未満 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代 |
|-------|------|------|------|------|------|------|
| 2     | 12   | 22   | 28   | 36   | 10   | 3    |
| 80歳以上 | 未記入  |      |      |      |      |      |
| 1     | 3    |      |      |      |      |      |
- (3) 居住区別件数
- | 北区 | 上京区 | 左京区 | 中京区 | 東山区  | 山科区 | 下京区 |
|----|-----|-----|-----|------|-----|-----|
| 8  | 12  | 9   | 10  | 9    | 6   | 3   |
| 南区 | 右京区 | 西京区 | 伏見区 | 京都市外 | 未記入 |     |
| 4  | 7   | 6   | 13  | 27   | 3   |     |

## 4 御意見の主な内容

- (1) 条例の制定に関すること（102件）

主な御意見	京都市の考え方
【条例制定に賛成】（68件） <ul style="list-style-type: none"><li>・条例制定に賛成である。</li></ul>	今回の条例制定では、現在、便益施設等の建ぺい率が約10%に達しており、いわゆる既存不適格となっている現状を解消するだけでなく、新たな賑わいの創出、更なる活性化のために条例で建ぺい率の特例を定めようとするものです。
【賑わいの創出について】（1件） <ul style="list-style-type: none"><li>・これ以上の賑わいは必要ない。</li></ul>	また、現在の円山公園の風情や風致景観を守り後世に継承するために、名勝円山公園保存管理計画に基づく適切な保存・管理を行うことや、便益施設の意匠・形態が円山公園の風致景観に適合したものとなることを求める規定も盛り込んでいます。
【風情・景観について】（13件） <ul style="list-style-type: none"><li>・風情のある公園としてほしい。</li><li>・歴史的価値のある市民・観光客・外国人にも親しまれる場所にしてほしい。</li><li>・うまく後世に残してほしい。</li><li>・料亭が点在する風景も市民に親しまれてきたものである。</li><li>・京都らしい賑わいを創出してほしい。</li></ul>	
【再整備について】（6件） <ul style="list-style-type: none"><li>・京都のシンボルとなり、落ち着いた雰囲気となるような再整備と管理をしてほしい。</li><li>・新たに建築する場合、華美にならないように。</li><li>・何でもありとはならないように。</li></ul>	

【管理について】(4件) <ul style="list-style-type: none"> <li>条例制定により、円山公園が適正に管理されるのでよい。</li> <li>条例には庭にも適用されるべきである（垣根の設置や自動車の目隠しなど）。</li> <li>誰が責任者となり、指導・是正を行うのか明確にすべきである。</li> </ul>	条例制定を機に、今後とも、より一層、本市が名勝円山公園保存管理計画に基づいた適正な管理を行っていきます。
【利用者の対象について】(2件) <ul style="list-style-type: none"> <li>観光客増加のための条例には違和感がある。</li> </ul>	今回の条例では、円山公園の持つ風情や風致景観を大切にした保存や管理を行うための規定を盛り込んでおります。 今後、再整備及び管理を行うに当たっては、市民の皆様、観光客の皆様、誰もが楽しんでいただける公園となるよう進めていきます。
【その他】(8件) <ul style="list-style-type: none"> <li>現在は公園全体が雑然としたイメージがある。</li> <li>周辺地域との調和も大事である。</li> <li>公園全体がどんどんしている。</li> <li>現代人のニーズとギャップがある。</li> <li>市民の意見を十分に取り入れてほしい。</li> </ul>	整備や管理、円山公園の未来像まで、様々な御意見を頂戴しました。 皆様の御意見は、今後、円山公園を再整備及び管理する上で、貴重な御意見としてできる限り反映していきます。

## (2) 建ぺい率の特例の規定に関すること (44件)

主な御意見	京都市の考え方
【特例を規定する目的について】(2件) <ul style="list-style-type: none"> <li>民間の料理店を守るために建ぺい率の特例を規定するのか。</li> <li>目的や根拠、利用者が享受できる楽しみなどを明記すべきである。</li> </ul>	現在の便益施設は、その多くが都市公園法が施行される前から歴史的な経緯により円山公園内で飲食店などの営業を行ってきたのもであります。これらの便益施設は円山公園の重要な構成要素の一部であると考えています。 また、条例では必要最低限度の内容を規定し、円山公園の風情や風致景観の保全については、名勝円山公園保存管理計画に基づく適正な保存管理を行うことにより守られるものと考えています。
【13%の規定について①】(13件) <ul style="list-style-type: none"> <li>13%は広すぎる。</li> <li>既存の公園施設の建ぺい率が10%なら、特例の規定は10%でよい。</li> <li>現在ある施設を適正化も含め、ゼロから議論すべきである。</li> <li>風情を壊すことのないようにすべきである。</li> <li>13%にする理由を具体的に明らかにすべき。</li> </ul>	今回、条例で建ぺい率を定めるに当たっては、現状の既存不適格状態を解消するだけではなく、将来的に、公園を利用される方々の利便性を向上させるための新たな公園施設の設置の必要性についても考慮しています。 現在、新たな公園施設の設置について具体的な計画があるわけではありませんが、新たに公園施設の誘致等を行う場合は、円山公園の風致景観を損なわないことが大前提です。その大前提の下で、考えられる範囲で活用可能な候補地を検討した結果、算定した数値です。
【13%の規定について②】(18件) <ul style="list-style-type: none"> <li>既存不適格は解消すべき。</li> <li>建ぺい率を規定し、しっかり管理すべき。</li> <li>建ぺい率はもっと高くてよい。</li> <li>あんなに飲食店は要らないと思うが、やむを得ない。</li> <li>13%は大きいと思うが、建て替え等ができるならやむを得ない。</li> <li>国際観光都市として多くの人が訪れる京都のオシリーワンの円山公園の可能性を高めるならよい。</li> </ul>	

<p><b>【公園施設について】（8件）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たに設置する便益施設は、京都らしいものとすべきである。</li> <li>便益施設にはもっと公益性を持たせるべき。</li> <li>デザインなどのガイドラインが必要である。</li> <li>新たに追加する施設は現代に即した施設としてほしい。</li> <li>新たな便益施設を設ける場合、風致景観に与える影響はどのように評価するのか。</li> <li>安易な施設誘致は行わず、京都らしいものとすること。</li> </ul>	<p>今後、新たな便益施設を設置する場合は、円山公園の風致景観に支障を及ぼさない範囲で慎重に検討を進めることとします。</p>
<p><b>【具体的な内容について】（1件）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2条で13%とする旨が記述されており範囲が「令第6条第2項から第5項」とされているが、「令第6条第1項」に規定する施設の範囲が「同条第2項から第5項」に基準が示されているのではないか。</li> </ul>	<p>条例案第2条第1項では、都市公園法第4条第1項本文の規定を受けて、飲食店等の便益施設の建築物に係る建ぺい率を13%とする旨を定めています。また、条例案第2条第2項では、都市公園法第4条第1項ただし書きの規定を受けて、便益施設以外の休養施設、教養施設等については、都市公園法施行令第6条第2項から第5項までの規定で定められている上乗せの特例の建ぺい率の規定をそのまま適用する旨を定めています。</p>
<p><b>【その他】（2件）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>便益施設の区域を公園区域から外してはどうか。</li> <li>条例で定めなくとも適宜対応すればよい。</li> </ul>	<p>歴史的に便益施設が重要な構成要素となって円山公園を形成してきたことに照らして、便益施設の区域を公園区域から除外することは困難です。 建ぺい率を条例で定めなければならないことは、都市公園法で規定されています。</p>

### (3) 名勝円山公園保存管理計画に基づく保存及び管理に関すること（15件）

主な御意見	京都市の考え方
<p><b>【適切な管理について】（4件）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な管理をしてほしい。</li> <li>今の管理は恥ずかしい。今後に期待する。</li> <li>保存管理計画に基づく管理は賛成する。</li> </ul>	<p>円山公園については、平成28年度から再整備・修復事業に着手していますが、今後、名勝円山公園保存管理計画に基づく適正な管理が行えるよう、予算確保にも努めています。</p>
<p><b>【管理体制について】（2件）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第3条の規定は誰が責任を負うのか。</li> <li>第3条の規定で、保存及び管理の主体は京都市であることを明確にしたほうがよい。</li> </ul>	<p>円山公園は、京都市が管理する都市公園の一つであり、当然、公園管理者である京都市が主体となって保存及び管理を行います。</p>
<p><b>【維持管理の内容について】（1件）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>樹木の適切な管理が特に重要である。</li> </ul>	<p>名勝円山公園保存管理計画に基づき、適切な管理が行えるよう、専門家の意見も聴きながら進めています。</p>
<p><b>【条例文の内容について】（4件）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本質的価値を維持し高めるという文言を盛り込めないか。</li> <li>市民参加による活用を盛り込めないか。</li> <li>桜の樹勢回復について具体的な方策を強調できないか。</li> <li>公園を将来の世代に継承する義務が努力義務になっているが、通常の義務でよい。</li> </ul>	<p>名勝円山公園管理計画に記載されている具体的な保存管理の手法・方策については、条例に記載する必要はないと考えています。 ただし、条例を制定するに当たって、より市民の皆様に分かりやすくお伝えすることができる内容については、再度検討したいと考えています。</p>

【保存管理計画について】（1件） ・保存管理計画が現代人のニーズに柔軟に対応できるものとなっているか明らかにすべき。	名勝円山公園保存管理計画については、円山公園の風情や風致景観を守るための基本的な方針を記載しているものであり、現在の風情や風致景観を損なわない範囲においては、市民の皆様からの様々なニーズに対応することが可能と考えています。
【その他】（3件） ・円山公園の風情を維持するなど、適切な維持管理には、単年度契約ではなく長期的な視点が必要である。	皆様の御意見は、今後、円山公園を再整備及び管理する上で、貴重な御意見として参考にさせていただきます。

(4) 便益施設の形態及び意匠等に係る基準に関すること（16件）

主な御意見	京都市の考え方
【基準を設けること】（2件） ・ルールを決めて公明盛大に再整備に取り組むことはよいことである。 ・周辺地域の風致景観との調和を図る考えはよい。	円山公園における便益施設は、長い歴史の中で円山公園の風情・風致景観の形成に寄与してきた重要な構成要素です。今後とも、これらの施設について、円山公園の風情や風致景観に適合したものであることを担保するために、今回、形態及び意匠等についても盛り込むことしました。
【公園施設の意匠について】（5件） ・円山公園にふさわしい建物を願う。 ・派手な建物は要らない。 ・大きなホテル等は、風致景観にそぐわない。	また、既に円山公園は、市街化調整区域、風致地区、歴史的風土保存地区等の規制を受けており、今後とも、関係各機関と連携し、適正な指導を行っていきます。
【施設のあり方について】（2件） ・現在の便益施設の魅力や風致景観に与える影響など、今後の円山公園にふさわしい便益施設のあり方を、専門家、市民等と丁寧に議論してほしい。 ・風情・風致景観に適合したものであることを担保するのは京都市が判断するのか。その場合は明確な基準が必要である。	
【日常利用について】（1件） ・イベントの種類や日常利用に対する規制を設ける場合は、幅を持たせるべきである。	御意見を踏まえ、今後、占用を許可する場合の参考とさせていただきます。
【条例文の内容について】（2件） ・第4条に建ぺい率増加の根拠、目標が書かれてもよい。 ・第4条第2項では、原則和風という文言はいらない。	建ぺい率の根拠等を条例で規定する必要はないと考えています。 また、歴史的に培われてきた円山公園の風致景観を踏まえると原則和風とすることは必要であると考えます。
【その他】（4件） ・施設だけでなく、自然の風景や音楽等も考慮した基準としてほしい。 ・池の周りなどは景観に与える影響が大きいので施設の設置許可や占用許可を行わないほうがよい。 ・広告や看板等の規制については、第4条に含まれるのか。 ・円山公園は、市街化調整区域他、他の法令等の規制もかかっている。これらについても触れると分かりやすい。	他の関係法令で規制されている場合は、関係各機関と連携を図り、適切に対応していきます。 条例案では、円山公園の重要な構成要素である便益施設の形態・意匠等について、特にその重要性に鑑みて、既存の規制内容を踏まえて、改めてその基準を明確にしました。

(5) その他

ア 整備について（33件）

主な御意見	京都市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・枝垂れ桜が、最近元気がない。</li> <li>・桜のきれいな公園としてほしい。</li> </ul>	再整備・修復に当たっては、名勝円山公園保存管理計画に基づき、円山公園の風情や風致景観を大切に実施します。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・庭園の趣が失われている。</li> <li>・京都らしい風格のある公園を目指すべき。</li> </ul>	また、実施する内容が保存管理計画の内容に適合したものとなっているかどうかについては、専門家の意見を聴取します。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・流れをきれいにしてほしい。</li> <li>・水量が足らない。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小さな子供が遊べる場所がない。</li> <li>・市民がもっと身近に利用できる心地よい広場（芝生等）があればうれしい。</li> </ul>	再整備・修復に当たっては、皆様から頂戴した御意見を参考とさせていただき、円山公園の風情・風致景観を守るとともに、より多くの市民の皆様、観光客の皆様に安心安全に楽しんでいただける公園となるよう取り組んでいきます。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・東側も行きたくなるような公園にしてほしい。</li> <li>・山麓に展望台がほしい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流の場として再整備が必要である。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・メリハリのある整備としっかりとメンテナンスをお願いする。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・活性化と緑の保存のバランスを保った整備をしてほしい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・温泉付き旅館がほしい。</li> <li>・カフェ等がほしい。</li> <li>・展望台、休憩所がほしい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の施設をベースにするのではなく、円山公園の風情にあった新しいカフェ等を誘致すればよい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリーにしてほしい。</li> <li>・高齢者や障害者が利用しやすい公園としてほしい。</li> <li>・きれいなトイレ、街灯を設置してほしい。</li> <li>・夕方になると暗くて怖い。</li> <li>・車止め等の配置も考慮してほしい。</li> <li>・インフォメーションが大事である。</li> </ul>	

イ 活用について（16件）

主な御意見	京都市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・賑わいの場や活性化づくりも必要である。</li> </ul>	今後の円山公園の活性化策については、市民の皆様からの御意見も参考にし、円山公園の風情・風致景観を活かした活性策を検討していきます。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・円山公園の緑を保存しつつ、利用可能なスペースは有効活用するべきである。</li> </ul>	なお、市民の皆様や観光客の皆様へ円山公園の魅力を発信するため、今後、案内板の設置やパンフレットを作成など、皆様の御意見を踏まえ、十分に検討していきます。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・円山公園の位置を明確にする（地図だけでなく現場でも分かるように。）</li> <li>・案内所があると助かる。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者はどこまでが公園区域か分からぬため、紹介パンフレットなども発行してはどうか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・八坂神社東にある山鉾館を京都を紹介する施設として活用できないか。</li> <li>・植治という日本を代表する作庭家の信念を受け継いだ管理のもと、季節を通じて京都の庭園文化に触れることのできる文化的価値のある場所として国内外にアピールすべき。</li> </ul>	更に、周辺地域にも魅力的な観光資源が多数あるため、円山公園の魅力を発信するとともに、周辺地域の観光資源も含めて、東山地域の魅力発信も行えるよう検討していきます。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・円山公園の歴史的価値を市民や観光客に伝える取組も実施してほしい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・活用方法をパブコメなどで募るのも面白いかもしない。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・円山公園から東山山頂公園までの散策路は京都の繁華街に隣接しているとは思えないほど豊かな自然に囲まれている。また、この散策路は、清水寺にも通じており、街中から清水寺を目指す通常のコースとは明らかに趣きの異なる散策路である。 しかし、観光客・市民にあまり知られておらず、歩くまち京都を推進する京都市にとって非常にもったいない。周辺の観光資源との連携も含めて、円山公園の価値を十分に発信してほしい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・有料エリアは作れないか。</li> <li>・円山公園の入園を有料化し、入園料を払っても見たい整備をするというはどうか。</li> <li>・京都は観光客が多くなる。観光税等の負担をしてもらい京都のまちづくりの財源とすべき。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル樹木を決め、造園業者に剪定技術を競わせて表彰する。</li> </ul>	

#### ウ 日常管理について（14件）

主な御意見	京都市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・花見客がゴミをポイ捨てしないよう、ゴミ箱を設置してほしい。</li> <li>・花見時期はゴミで汚い。時期にあわせてゴミ箱を設置してはどうか。</li> <li>・手入れが行き届いた明るい公園に生まれ変わってほしい。</li> <li>・木々の手入れをお願いしたい。</li> <li>・池がもう少し透明であってほしい。</li> <li>・昔は花見でブルーシートが敷かれていたが、今はゴザが無料貸し出しされており雰囲気もよくなつた。いつまでも花見が楽しめるようにお願いする。</li> <li>・ゴミ捨てや器物損壊に対し強い罰則を盛り込んでほしい。花見時期の無秩序な場所取りやマナーの悪さを何とかできないか。</li> <li>・屋台や飲食店からもっとお金を徴収すべき。</li> <li>・既存の便益施設から、今後、新築等をした場合に適正な使用料を徴収すべきである。</li> <li>・安全性の確保についても重要である。</li> <li>・園内への車の乗り入れを時間制にするか禁止したほうが景観上も安全上もよい。</li> <li>・車が増えることには反対である。</li> </ul>	円山公園の風情や風致景観を損なうことのないよう、名勝円山公園保存管理計画に基づき適切な管理を行うとともに、安心安全の観点など、皆様から頂戴した御意見を参考とさせていただき適切な管理に努めています。